

記者発表（発表・資料配付）

月／日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 (担当課長名)	その他の配布先
6／8 (月)	西播磨県民局 県民交流室 環境課	(0791)58-2138 (内線213)	環境参事 四方 俊郎 (環境課長 岡田 圭司)	県政記者クラブ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について

平成27年6月8日、下記のとおり、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 兵庫県姫路市延末86番地の5
名称及び代表者 臨海建設工業株式会社 代表取締役 岩田 大輔

(2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

(3) 処分年月日 平成27年6月8日

2 兵庫県の許可内容

- ・許可の種類 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
- ・許可年月日 平成22年4月17日
- ・許可番号 第02806028597号
- ・許可の期限 平成27年4月16日
- ・取扱産業廃棄物の種類 木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
以上3種類

3 処分の理由

被処分者の主要株主が、他自治体から産業廃棄物処分業の許可取消処分を受けた法人の役員であることが判明した。

被処分者は、法第14条第5項第2号ニにおいて準用する法第7条第5項第4号ニに該当するため、取消処分を行う。